

社会福祉法人名古屋新生福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋新生福社会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、設置しない。ただし、施設の職員と兼務する際は、各施設から給与等、給与規定に基づいて支払われる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給されない。交通費は実費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。その他、法人及び施設業務のための出勤した際は、その都度または、毎月25日に支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

*当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給されない。

交通費は実費を支給する。

*役員会等出席の日額4,000円とあるが、これは源泉徴収額を差し引いた金額とする。

（例：2017年 所得税率3%、合計税率3.063%のため、源泉徴収額126円となり、手取り額4,000円となるよう、支払い金額は4,126円となる）

*名古屋市内の実費弁償費が1,000円とあるが、実費が1,000円を超える際は2,000円とする。

（1）理事長

報酬額	実費弁償
月額330,000円 （源泉徴収額を含んだ金額）	月額20,000円*

*ただし、県外への出張が必要な場合は別途本部から支給する。

*理事長が理事会または評議員会に出席の際は、別途4,000円を支給する。ただし、理事会、評議員会が同日の場合は、出席の報酬は重複して支給されない。

（2）評議員

	日額	実費弁償
評議員会への出席 （源泉徴収額を差し引いた金額）	4,000円*	*名古屋市内 1,000円 名古屋市外 2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 （源泉徴収額を含んだ金額。実費弁償は理事長の判断で支給する）**	4時間相当 6,500円 8時間相当 13,000円	

ただし、上記が同日の場合は、報酬は重複して支給されない。

**会議等と同日の場合で4時間または8時間を超える際は、別途1時間につき1,625円支給される。

（3）理事

	日額	実費弁償
理事会等会議への出席 （源泉徴収額を差し引いた金額）	4,000円*	*名古屋市内 1,000円
職員採用面接への出席 （源泉徴収額を差し引いた金額）	4,000円*	名古屋市外 2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 （源泉徴収額を含んだ金額。実費弁償は	4時間相当 6,500円 8時間相当 13,000円	

理事長の判断で支給する) **	
-----------------	--

ただし上記が同日の場合は、報酬は重複して支給されない。

**会議等と同日の場合で4時間または8時間を超える際は、別途1時間につき1,625円支給される。

(4) 監事

	日額	実費弁償
監事監査等への出席（源泉徴収額を差し引いた金額）	4,000円*	*名古屋市内 1,000円
評議員選任解任委員会、理事会等会議への出席（源泉徴収額を差し引いた金額）	4,000円*	名古屋市外 2,000円
職員採用面接への出席 （源泉徴収額を差し引いた金額）	4,000円*	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 （源泉徴収額を含んだ金額。実費弁償は理事長の判断で支給する） **	4時間相当 6,500円 8時間相当 13,000円	

ただし上記が同日の場合は、報酬は重複して支給されない。

**会議等と同日の場合で4時間または8時間を超える際は、別途1時間につき1,625円支給される。

附則 この別表は、平成29年4月1日より施行する。

この別表は、令和2年4月1日より施行する。

この別表は、令和3年3月22日より施行する。

この別表は、令和6年4月1日より施行する。